

小松商工会議所会報チラシ同封サービス

小松商工会議所では、宣伝・販路拡大支援サービス事業として、毎月発行する会報に会員事業所の製品・商品、セミナー・イベント等のPRチラシを同封し、会員事業所、行政・関係機関等約3,100件へお届けする「チラシ同封サービス」を実施しています。

サービスご利用のメリット

- ◆対象が不特定多数ではなく、市内事業所へダイレクトに届けるため、「届けたい人」に効率良く届き、ロスも少なくなります。
- ★小松商工会議所会報発行部数 每月約3,100部
- ◆単独DMやポスティングの場合に比べ、安価な郵送コストで広告宣伝ができます。
通常郵送代 @84円×3,100部=260,400円 ⇒ **本サービス利用で41,920円(税込)**
- ★継続利用により、さらに割引サービスもございます。
- ◆商工会議所の会報に同封しているので、単独のDMに比べ開封率が高く、また信頼度も高いため、見て頂ける確率が高くなります。

《チラシ同封サービスの概要》

- 送付日 毎月30日発行、翌月初め到着
(会報の発行は毎月1回)
- サイズ A4・B5サイズ(基準サイズ)
- 利用料金 41,920円(税込)/月
- 申込締切 送付希望月の前月10日
※先着順に受付致します。
- 発行部数 毎月約3,100部

《同封するチラシの例》

- ✓ 自社や店舗のPR
- ✓ 新商品や新サービスの情報
- ✓ 説明会・展示会・講演会のご案内
- ✓ 各種イベント情報
- ✓ 忘年会・歓迎会等の各種宴会プラン
- ✓ その他サービスの広報

【申込方法・広告料のお支払】

- サービスの利用を希望される場合は別紙「小松商工会議所会報チラシ同封サービスについて」の記載事項に同意の上、申込書に記入頂き、チラシ見本を添えて本所までご提出ください。チラシの内容を小松商工会議所にて内容を審査致します。
- 同封するチラシは本所指定の業者または本所まで、指定期日内(毎月20日)に送付部数分を納品してください。なお、原則残部は返却致しません。
- 広告料のお支払は、請求書を送付致しますので、最寄りの金融機関でお振込みください。

小松商工会議所会報 チラシ同封サービス申込書

別紙の「小松商工会議所会報チラシ同封サービスについて」の内容を承諾し、下記のとおりサービス利用を申し込みます。

申込日	令和 年 月 日	同封希望月	令和 年 月号
住所 事業所名 代表者名	〒 		印
T E L		F A X	
チラシの内容			

小松商工会議所会報チラシ同封サービスについて

1. 当サービスは、小松商工会議所会員事業所の営業活動を助長するために、販売促進のための広告紙等書類を小松商工会議所会報に折り込み、会報の送付により会員事業所等へ配布するものである。
2. 当サービスは、小松商工会議所会員事業所の発展に寄与することを目的とし、小松商工会議所会員事業所以外の利用は認めない。但し、官公庁は又は小松商工会議所が共催・協賛、他商工会議所主催する場合はこの限りでない。
3. 折り込むチラシについては、その内容または作成責任を有する企業などに対して信用を供与するものではない。また、下記事項のいずれにも該当しないものとする。
 - ・関係法規に違反するもの、またその恐れのあるもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・政治宣伝（政治資金パーティー等を含む）、宗教、風俗営業、および消費者金融に関するもの
 - ・個人の名誉、人権またプライバシーの侵害等にあたる表現を含んでいるもの
 - ・虚偽、または誤認される恐れのあるもの
 - ・実際より過大な表現を用いているもの
 - ・他の会員（企業・団体）に不利益を与える恐れのあるもの
 - ・本所の編集方針などに反するもの
 - ・その他本所が不適当と認めたもの

上記に該当するか否かの解釈は、小松商工会議所において審査の上、決定する。

4. 広告紙等書類およびその内容に関し、下記を免責事項とする。
 - ・チラシの内容に関する責任は、すべて同封サービス利用者に帰属する。
 - ・小松商工会議所の判断でお断りする場合、その理由を明示する義務は負わない。
 - ・情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、小松商工会議所は一切の責任を負わない。
 - ・サービス実施予定月において、やむ得ない事情が生じた場合、当該実施を繰り延べることがある。
 - ・所定の重量制限を超える場合、申込みを断ることがある。
5. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは双方で誠意を持って対応することとする。
また、当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、小松商工会議所は一切の責任を負わないとする。
6. 当サービス基本料金については、1事業所 A4 版 1枚につき 41,920 円（税込）とする。
また、6カ月・年間（12カ月）継続利用の場合、割引料金を適用する。なお中途での契約を破棄できないものとする。

○料金については、以下の通りとする。

区分	1ヶ月利用	6ヶ月継続利用	12ヶ月継続利用
回数	1回	6回（一括払い、1割引）	12回（一括払い、2割引）
料金	41,920円（税込）	226,360円（税込）	402,430円（税込）

小松商工会議所会報に折り込む広告紙等書類は、広告主で必要部数（約 3,100 部）を準備し、折込希望月の前月 20 日までに小松商工会議所又は指定の場所に納めるものとする。なお、原則として残部が発生しても返品はしない。

7. 上記に同意した場合、別紙申込書に署名捺印し、小松商工会議所に提出する。
本書類の提出は、継続利用の場合を除き申込時に毎回提出する。
8. 本件担当 小松商工会議所 総務・事業課 TEL 0761-21-3121 FAX 0761-21-3120